

岡崎市都市計画区域外における開発行為に関する条例第 5 条の規定に基づく「開発協議事項」

条例第 5 条に規定する市長が定める開発協議事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 開発区域及びその周辺の地域における文化財の保護のため適切な措置がなされていること。
- (2) 開発区域及びその周辺の地域における良好な自然環境を確保し、又は新たに創造するための適切な措置がなされていること。
- (3) 都市計画法第 33 条の規定に準じて定める表 1 の事項について、適切な措置がなされていること。

表 1 目的別協議事項

法第 33 条第 1 項	基準の概要	開発目的		
		自己用		その他
		居住用住宅	業務用建築物等	建築物等
2 号	道路、公園等の公共施設の確保等		○	○
3 号	排水施設	○	○	○
4 号	給水施設		○	○
5 号	地区計画	○	○	○
6 号	公共施設、公益施設	○	○	○
7 号	軟弱地盤、安全措置	○	○	○
8 号	災害危険地区等の除外			○
9 号	樹木の保存、表土の保全	△	△	△
10 号	緩衝帯	△	△	△
12 号	申請者の資力信用		△	○
13 号	工事施行者の能力		△	○
14 号	妨げとなる権利者の同意	○	○	○

△印は、3,000 平方メートル以上の開発行為に適用するもの

- (4) 法第 33 条第 2 項で定める技術的細目は、都市計画法施行令第 25 条から第 29 条の 8 に規定するものとする。
- (5) 前項の規定による技術的細目の運用については、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）、愛知県開発許可技術基準及び岡崎市宅地開発技術指導基準によるものとする。